

内容	会社名	電話番号	
水道	伏見営業所	641-8301	警察 110
電気	関西電力	491-1141	
ガス	大阪ガス 京都支社	0120-894-817	火災 119
ガスもれ	大阪ガス もれ通報専用	0120-819-424	
電話	N T T	116	
ゴミ収集：週に2回	伏見まち美化事務所	601-7161	
大型ごみ	大型ゴミセンター	0120-100-530 午前9時～午後7時(土日以外)	
エアコン		791-7068(電気のベルベ)	緊急 重要 連絡
給湯機		231-4737(広瀬)	
水道(水漏れ・修理)	近代設備 阿知波(アチワ)	090-3894-3563	
鍵	アルテロック	241-3562	
賃貸管理	京都ライフ・サブリース (有)マイルド	344-3311 241-4189 平日9時～16時	

お願い(特約事項)

この内容は借主と保証人の同意なく、貸主が変更できます。この内容を変更したときは、入口の掲示板に掲載いたします。必ず、最新の内容を確認してください。

ペットは禁止です。ご近所に迷惑をかけたときは謝罪に行ってください。
バイクを通行や近所の迷惑になる場所におかないでください。
車は必ず駐車場に駐車して下さい。
夜間に、騒音とを感じるような大声や音を出さないで下さい。夜間の洗濯も禁止します。

水道は共益費に含みますが、基準を超過すると、追加料金をお支払いいただきます。

大型ごみは市の大型ごみ処理に依頼して下さい。

ごみはごみ袋に入れてから、ごみ置場においてください。中身が見えるゴミ袋厳守!!

ゴミ：月・木(午前8時まで) 場所：入口の東側電柱
缶・ペット：金(毎週) 場所：入口を出て東、一筋目北の公衆電話
金属：第4水(毎月) 場所：入口を出て東、一筋目北の公衆電話
古紙：第1日(午前7時～10時) 場所：裏の公園ベンチ
前日の夜間におかないで下さい。犬や猫がごみ袋を破ることがあります。

指定の方法にてゴミを出さないと、別途、処理料金をいただきます。

罰金：10万円 発見者に謝礼金：5万円

契約の更新は期日までに、早急に行ってください。

家賃は翌月分を先払いとして、月末までに指定の銀行口座に振込んでください。

京都信用金庫 本店 店番001 普通0911447 (有)マイルド 田中照子

貸主に連絡なく家賃が延滞したときは、入室できないように鍵にてロックさせていただきます。

その後1ヶ月連絡が取れなければ、強制解約とし、部屋の物品をすべて処分いたします。

京都ライフサブリースでの契約の人は指定の支払い方法にてお支払いください。

入居者が契約を解約しようとするときは、退去日の2か月前に、貸主に通知しなければならない。

解約のご連絡をいただきましたら、3日以内に家賃(解約までの2ヶ月分を含む)などの残金を全額お支払いください。この支払いによって解約通知とさせていただきます。

解約時の家賃の日割り計算はしません。修復のリフォームに約10日間必要なため、解約日の10日以上前には明け渡しをしていただきます。

もし契約者以外の方が入居しておられた場合は、家賃と共益費をそれぞれ2倍お支払いいただきます。

クレジットカードでお支払いされる時は、手数料として支払金額の約5%が別途必要です。

支払金額/0.95=クレジットカードでの請求金額

喫煙をされていると、解約の時の修復費用が高くなるのでご注意ください。

家賃を安くするために、リフォーム修復費用を家賃に含めておりません。契約中に適切な清掃業務をしないで発生した汚れなどは自然損耗ではなく、借り主の故意・過失となり、借り主が費用負担して修復工事を行います。リフォーム預金や敷金は、リフォームに必要な金額を前提に計算していますので、返金される金額は、ごくわずかな金額です。

解約の時の、クロス、床、カーペット、CFを新品または新品同等の状態にする費用やクリーニング費用は借主が払います。以下の設置、修理、取替は、借主の負担です。

戸口、出入口ガラス戸等の破損、襖の張替、畳表替、畳裏替、ガラス戸の取替、鍵、金具の修理、吊金具、カーテン類の取付取替、コンセント、ヒューズ、電球類等の取付取替、呼鈴、インターホン等の修理、流し台ゴミ受取替、レンジフード、換気扇の修理、湯沸器の修理、下駄箱破損に関する修理、風呂の空焚き、壁・柱・床・天井等の破損・落書き・汚れ・臭いの修理と取替、流し台排出口の詰り、水道、排水関係の器具、付属品の修理、取替、水洗便所の詰まり及びその器具・付属品の修理・取替、火災報知器。

部屋の電話番号は必ず管理人にお知らせ下さい。新規に電話番号を取り付けたり、電話番号を変更されたときも管理人にお知らせ下さい。(携帯電話も同様です。)

勤務先が変更になった時は、勤務先名と電話番号をお知らせ下さい。

保証人の住所や電話番号が変更になった時は、住所と電話番号を連絡後、早急に新しい印鑑証明を提出してください。

鍵の交換が必要になったときの交換費用は、借主負担となります。

鍵のコピーを作らないでください。無断で鍵を交換しないで、必ず相談後にお願いします。

防犯のために、ドアや窓には防犯ブザーなどを設置されることをおすすめします。

借主と保証人の代理人を貸主が拒絶することができます。

損害保険(火災・賠償)は貸主指定の保険代理店(保険会社 損害保険ジャパン)にて必ず加入します。保険は貸主が加入者、借主(入居者)が被保険者となります。借主の証券と控除証明は発行されません。

ベティール 〒612-0873 京都市伏見区深草瓦町53-10

京都ライフ・サブリースでの契約専用

(株)京都ライフ 〒600-8216 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町717-1

上記「」以外での契約

(有)マイルド 〒604-8115 京都市中京区蛸薬師通堺町西入雁金町373